

『恩納村内漁港施設利用について』の補足 Q&A

この文章は『恩納村内漁港施設利用について』（漁協・協会連名文）について、説明会中または説明会後に寄せられた質問と現段階での回答をまとめたものです。

本文中は以下ワードを略称しております。

- ・恩納村ダイビング協会（以下：協会）
- ・恩納村内に事業所を有しダイビング事業を営み正協会会員登録の事業所（以下：正協会会員）
- ・事業所を有してダイビング事業を営む協会会員（以下：賛助協会会員）
- ・恩納村漁業協同組合（以下：漁協）
- ・恩納村内の4漁港【真栄田漁港、前兼久漁港、恩納漁港、瀬良垣漁港】（以下：漁港）

1.協会に加入しないと漁港を利用できない？

協会に加入しなければ漁港を利用出来ないと言うことはございません。

漁協と協会の紳士協定となります。漁港を利用される事業者は協会加入後に漁協へ漁港施設維持管理協力金のお支払いをお願いいたします。

2.漁港施設維持管理協力金とは誰が集めるのか？また何に使われるのか？

漁港施設維持管理協力金は協会加入後、賛助協会会員は直接漁協（沖縄県国頭郡恩納村前兼久 59）へのお支払いをお願いいたします。正協会会員は協会にて徴収し漁協へ支払います。

使用目的は漁港施設の維持管理の費用に充てられます。現状は漁港利用料、仮設トイレの維持管理費、ゴミ処理費等が挙げられます。

漁港を利用しない事業者は現状支払対象外となります。

漁港施設維持管理協力金の利用内訳は年度末に漁協より報告されます。

3.料金が高くなる事があるのでは？

2019年度は料金が高くなることはありません。

漁港から乗船するダイビング事業所が対象となります。

漁港施設維持管理の為に多くの事業所に加入して頂きたいと思っております。

次年度以降は漁協と協議の上、決定してまいります。

4.協会に加入しない事業者はどうなるのか？

船長の監視体制、同じく協会員の監視体制を構築して相互監視の体制を作っていきます。

また、恩納村ダイビング協会と恩納村漁業協同組合の紳士協定であり、対組織間の取り決めですので両団体が制度統一に向けて管理体制を構築していきます。

5.協会会員が名義貸しをして非協会会員に漁港を利用させた場合はどうなるのか？

名義貸しをした協会会員に対して、罰則または除名を理事会にて検討します。

また、非協会会員の方には漁協・船長より協会入会の案内を入れて頂きます。

6.協会に入って活動するメリットは何か？

直接的には恩納村内の漁港を使用し事業を行う事ができ、協会が主催する様々な講習（CPR講習、潜水医学講習、海洋生物講習等）に参加出来ます。

間接的には恩納村漁業協同組合、恩納村観光協会ならびに恩納村に認められる事業者としての登録制度を進めており、自社の知名度・信頼度が増していくと考えます。

7.漁協からの委託内容

恩納村ダイビング協会は、恩納村内で事業を行う上での各種届け出、資格、保険に関する整備の依頼を受けており、船長・事業所、恩納村を訪れるお客様が安心して村内でマリンスポーツを楽しめる環境整備の依頼を受けております。

8.恩納村ダイビング協会の役割

恩納村で事業を営む事業者の方、地域と共存共栄を目指し、恩納村を訪れる観光客の皆様に安心してマリンスポーツに参加して頂けるよう事業者のサポートをし、恩納村での安定した事業と地位向上のお手伝いをしていく事が使命と考えております。

当協会員が優良な事業者になることにより、恩納村の知名度も上がりより多くの観光客の皆様が訪れ、楽しいリゾートでの思い出につながりまたリピートして頂けると考えております。

恩納村漁業協同組合、恩納村観光協会、恩納村との協力を得ながら観光事業の発展に寄与していき、恩納村におけるマリン事業が安定して営める環境整備に尽力致します。

以上